

【事案Ⅳ－２】解約請求の有効確認

・2022年9月2日 裁定申立て取下げ

<事案の概要>

申立人は、2021年1月に被申立人との間で契約している6件の自動車共済契約を解約したいと被申立人の代理店に電話したが、解約できていたのは3契約で、残りの3契約は継続中とされたため、これを不服とし裁定の申立てをしたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、6件の自動車共済契約すべてを2021年1月付で解約とせよ、との判断を求める。

2. 申立ての理由

以下の理由から、2021年1月付の解約をしない被申立人の決定には不服である。

- (1) 申立人が6件の自動車共済契約解約の意思を伝えたにも関わらず、意思とは異なる3件の解約対応をされたこと
- (2) 解約ができていない契約について、満期案内をしていないこと
- (3) 終始、顧客本位ではなく被申立人本位の対応をしていること

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

(1) 経過

- ① 2020年12月に被申立人に解約の連絡があったことを確認し、2021年1月に満期時に他社に移行すると確認をした。
- ② 2021年9月に担当者より申立人へ連絡し、ご意向に沿えない旨を伝えたが、解決に向けての提案をした。
- ③ 2021年10月に担当者より申立人に連絡をし、解決案についての回答を求めるも成すすべなく現在に至っている。

(2) 重要事項説明書について

解約日を遡及できないことについては、重要事項説明書の「ご契約後にご確認いただきたいこと」に注意喚起を明記しており、申立人の意向には沿えない。

<裁定の概要>

被申立人の答弁内容等を踏まえ、申立人より裁定申立取下書が提出されたことから、裁定手続の終了となった。